

江別市スポーツ協会事務局規程

第1条 江別市スポーツ協会（以下「本会」という。）規約第15条の定めるところにより事務局を置き本会に関する事務を取り扱う。

第2条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局次長 1名
- (3) 事務局職員 若干名

第3条 事務局長は、総会の承認を経て会長がこれを委嘱する。

2 事務局次長及び事務局職員は、事務局長が委嘱する。

附 則

この規程は、昭和38年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和49年5月10日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。